

# ○国立大学法人新潟大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

(平成 17 年 6 月 24 日学長裁定)

改正 平成 20 年 10 月 31 日 平成 22 年 3 月 31 日

平成 24 年 3 月 30 日 平成 25 年 3 月 29 日

平成 30 年 9 月 6 日 令和 2 年 3 月 25 日

令和 6 年 3 月 28 日

## 第 1 趣旨

国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)において、取引停止その他の措置(以下「取引停止等」という。)を講ずる必要が生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

## 第 3 取引停止の措置等

- 1 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登載された者その他の者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより取引停止の期間を決定し、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。
- 2 学長は、前項の決定を行う場合は、その都度、学長が指名した委員をもって組織する調査及び審査を行うための委員会(以下「委員会」という。)を設け、委員会の意見を聴取するものとする。
- 3 学長は、第 1 項に規定するもののほか、国の行政機関、独立行政法人等において、購入等契約に関し取引停止の措置が講じられた場合は、本学との取引状況を考慮し、必要に応じて、別表各号及びこの要項の定めるところにより取引停止の期間を決定し、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

## 第 4 取引停止の期間の特例

- 1 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第1号から第5号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 学長は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

#### 第5 独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例

学長は、第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本学の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3号、第4号又は第5号に該当したとき。
- (2) 別表第2号から第5号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)

- (3) 別表第2号又は第3号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく学長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2号及び第3号に該当する業者に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- (5) 本学の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第4号及び第5号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

#### 第6 指名等の取消し

学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

#### 第7 取引停止期間中の下請等の禁止

学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請し、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は受託している場合は、この限りでないものとする。

#### 第8 取引停止の業者への通知

- 1 学長は、第3の規定により取引停止を行った場合は、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、当該業者と本学との間において過去5年間に取引の事実のないとき、又は第3第3項の規定により取引停止を行った場合で当該業者と本学との間において過去1年間に取引の事実のないときは、通知しないことができるものとする。
- 2 学長は、第4第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により、前項本文に規定する通知をしていない場合はこの限りでない。

#### 第9 警告又は注意の喚起

学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成 17 年 6 月 24 日から実施する。

附 則(平成 20 年 10 月 31 日)

この要項は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日)

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日)

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 9 月 6 日)

この要項は、平成 30 年 9 月 6 日から実施する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日)

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表(第 3, 第 4, 第 5 関係)

取引停止の措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から
イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	4 か月以上 12 か月以内
ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	3 か月以上 9 か月以内
ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	2 か月以上 6 か月以内

(独占禁止法違反)	
2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
3 本学の発注する購入等契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる場合	当該認定をした日から3か月以上12か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
4 本学の発注する購入等契約において、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内
5 本学の発注する購入等契約において、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
6 前各号に掲げる場合のほか、本学の発注する購入等契約業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(その他)	
7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不適當であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内